

総量削減義務と排出量取引制度における
検証機関の登録申請ガイドライン

2023（令和5）年4月

東京都環境局

目 次

第1部 はじめに	1
第1章 本ガイドラインについて	1
1 本ガイドラインの背景	1
2 本ガイドラインの目的と位置付け	1
3 本ガイドラインの構成	2
第2部 本制度における検証機関及び検証主任者の登録要件	3
第1章 東京都による登録と検証業務の受任について	3
1 検証業務を受任できる者	3
2 検証機関において検証業務を行う者	4
3 登録区分と受任できる範囲	5
第2章 検証機関の登録要件と登録有効期間	7
1 業務体制上の要件	8
2 業務遂行上の遵守事項	11
3 登録検証機関の登録通知及び拒否	14
4 登録の有効期間	15
第3章 検証主任者の登録要件	15
1 業務経験	15
2 講習会等	20
3 登録の有効期間	22
4 欠格事項	24
5 検証主任者の登録及び拒否	24
第3部 登録申請の手続	25
第1章 検証機関の登録申請手続	25
1 新規登録申請・更新登録申請	25
2 検証機関の登録事項の変更に伴う届出	28
3 全部又は一部（特定の登録区分、営業所等）の休止又は廃止に伴う届出	30
4 廃業等に伴う届出	30
5 検証業務規程に関する届出	31
第2章 検証主任者の登録申請手続	32
1 新規登録申請・更新登録申請	32
第4部 行政処分等	35
第1章 検証機関に対する処分等	35
1 行政指導	35
2 適合命令	35
3 改善命令	35

4	登録の取消し・業務停止命令	36
5	登録の抹消	37
6	刑事告発	37
第2章 検証主任者に関する措置		38
1	登録の取消し	38

第1部 はじめに

第1章 本ガイドラインについて

1 本ガイドラインの背景

東京都では平成12年12月に地球温暖化対策計画書制度を創設し、温室効果ガスの削減への取り組みを開始した。積極的に対策に取り組む事業所が現れるなかで、全体の約80%は標準レベルにとどまつたことから、制度の強化が求められてきた。

こうした背景の下、平成20年6月25日に、東京都議会において全会一致で東京都環境確保条例（「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例」（平成12年東京都条例第215号））。以下「条例」という。）の改正が可決され、大規模事業所への温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度（以下「本制度」という。）の導入が決定した。

条例改正の結果、原油換算年間1,500kL以上のエネルギーを消費する大規模事業所は、排出量の算定、検証及び削減を義務付けられることになった。今後、東京都の大規模事業所は温室効果ガスの排出を抑制しつつ、経済活動を行うことになる。

その際、一定の要件を満たして東京都の登録を受けた第三者機関（以下「検証機関」という。）が、事業所の排出量を正しく算定していることを検証することにより、算定・報告された排出量の正確性・信頼性を確保し、本制度の円滑な運用に資することとしている。

2 本ガイドラインの目的と位置付け

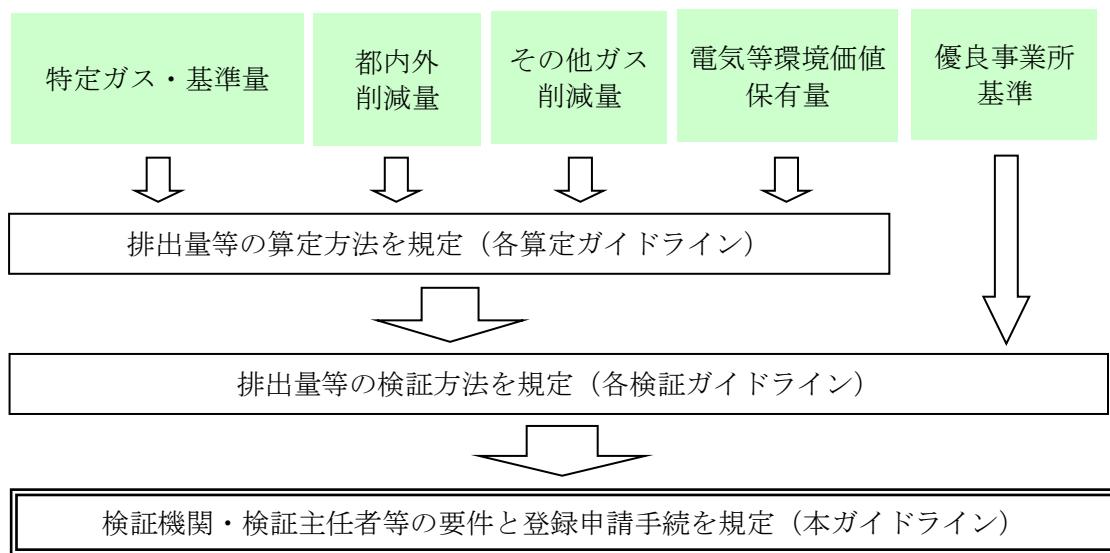
本制度では検証の業務が下表のように区分され、特定地球温暖化対策事業所は各登録区分について定められている算定ガイドラインに従って、排出量の算定を行うこととなる（各種の「削減量」は、事業所が当該削減量の利用を希望する場合に限り算定する。）。このうち特定温室効果ガス年度排出量及び基準排出量は事業所の総量削減義務の中核となる数値であり、また、都内削減量、都外削減量、その他ガス削減量及び電気等環境価値保有量は義務履行に利用できるため、これらについては、各登録区分について定められている検証ガイドラインに従って検証機関が排出量等の第三者検証を行うこととなっている。

登録区分	検証の対象
特定ガス・基準量	特定温室効果ガス年度排出量 基準排出量
都内外削減量	都内削減量 都外削減量
その他ガス削減量	その他ガス削減量
電気等環境価値保有量	電気等環境価値保有量
優良事業所基準 (第1区分)	優良事業所基準（第1区分）

優良事業所基準 (第2区分)	優良事業所基準（第2区分）
-------------------	---------------

本ガイドラインは、これらの検証業務を行うことができる機関として東京都の登録を受けるための要件及び登録の申請手続を定めるものである。また、本制度では、検証機関のもとで検証業務を行う検証主任者も東京都の登録を受けることとしており、その登録要件や申請手続の一部は「東京都検証主任者登録要綱」に定められているが、詳細等を併せて定めている。なお、本ガイドラインに掲載していない個別事象の判断に当たっては、環境局ホームページにある「検証機関・検証主任者登録申請分野 質問・回答集」の内容を参照すること。

検証の各登録区分と算定ガイドライン、検証ガイドライン及び本ガイドラインとの位置付けを下図にまとめる。



3 本ガイドラインの構成

第1部は、本ガイドラインを定める背景、目的、位置付けを示している。第2部では、本制度の検証機関としての東京都による登録を受けるための要件を具体的に定めている。すなわち、検証機関に対し要求されるガバナンス、中立性、利害相反の回避、秘密保持、文書管理等の具体的要件を定めている。また、検証機関のもとで検証業務を行う検証主任者の登録要件として、業務経験、講習等について併せて定めている。第3部では、本制度の検証機関又は検証主任者として東京都の登録を受けるための申請手続を定め、申請様式、記入要領、申請手順及び東京都による審査について記載している。また、検証機関が業務を開始するまでの手続について説明する。第4部では、東京都の登録を受けた検証機関及び検証主任者に対する行政処分等について記載している。

第2部 本制度における検証機関及び検証主任者の登録要件

第1章 東京都による登録と検証業務の受任について

本制度において、東京都による登録は、検証機関及び検証主任者が所定の要件を満たしていることの公認に留まらず、検証業務を受任できるための要件として位置付けられている。ここでは、本制度において検証業務を受任できる者及び受任できる範囲が、東京都の登録に応じてどのように設定されているのかについて説明する。

1 検証業務を受任できる者

本制度において検証業務を受任できるのは、東京都によって登録されている検証機関に限られる。

なお、条例では個人による検証業務の受任も想定されているが、検証主任者を都内営業所に1名以上置くこと等、規則及び本ガイドラインによって求められている要件を併せて満たす必要がある。

【参照条文】

(検証機関の登録)

第八条の六 第五条の十一第四項又は第五条の十六の検証の業務（以下「検証業務」という。）を行おうとする者は、検証業務に関し規則で定める区分（以下「登録区分」という。）ごとに、知事の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、三年とする。ただし、知事が別に定める基準に適合することを知事が認めた者の更新の登録の有効期間は、五年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き検証業務を行おうとする者は、第一項の登録を更新する登録を受けなければならない。
- 4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、当該登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(検証機関の登録の申請)

第八条の七 前条第一項の規定による登録又は同条第三項の規定による更新の登録を受けようとする者（以下「検証機関登録申請者」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- 二 登録区分

- 三 検証業務を行う都内の営業所の名称及び所在地
- 四 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
- 五 未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（当該法定代理人が法人である場合にあっては、名称、代表者及び役員の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- 六 第三号の営業所ごとに置かれる検証主任者（第八条の十三第一項に規定する検証主任者をいう。）の氏名及び所属する営業所の名称
- 2 前項の申請書には、検証機関登録申請者が第八条の九第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

2 検証機関において検証業務を行う者

条例では、検証業務を行う能力を有する者として「検証主任者」が定義されており、次の業務を総括する。

- ・ 検証業務が条例、規則等に則って実施されていることの確認
- ・ 検証業務の実施計画の立案
- ・ 検証業務の実施により得られた証拠に基づく結論の決定
- ・ その他、検証業務の適正な実施の確保

さらに、本制度では検証業務を担当する者として「検証担当者」（知事が実施し、又は指定する講習会を修了した者）が設けられており、検証機関は検証業務を「検証主任者のみ」又は「検証主任者及び検証担当者」から構成される人員のみに担当させることができる。ただし、事業者の事業特性等に応じて、検証主任者・検証担当者以外の技術専門家を検証業務に帯同させてもよい。

なお、本制度では「検証主任者」及び「検証担当者」を合わせて「検証主任者等」と総称する。

【参照条文】

(検証主任者の設置等)

第八条の十三 登録検証機関は、第八条の七第一項第三号の都内の営業所ごとに、検証業務を行う能力を有する者として登録区分ごとに規則で定めるもののうちから規則で定める人数以上の検証主任者を置き、次項に定める業務を行わせなければならない。

2 前項の検証主任者は、次に掲げる業務を総括するものとする。

- 一 検証業務がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反して行われていないことの確認に関すること。
- 二 検証業務の実施の計画の立案に関すること。
- 三 検証業務の実施により得られた証拠に基づく結論の決定に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、検証業務の適正な実施の確保に関すること。
- 3 登録検証機関は、検証業務の信頼性の確保のため、次に掲げる措置をとらなければならない。
- 一 検証業務の管理及び精度の確保に関する文書を作成すること。
 - 二 前号の文書に記載されたところに従い検証業務の管理及び精度の確保を行う部門を検証業務を行う部門と別に置くこと。

3 登録区分と受任できる範囲

本制度で、事業所が検証を受ける対象には次のものがある。

- ・特定温室効果ガス年度排出量
- ・基準排出量
- ・都内削減量
- ・都外削減量
- ・その他ガス削減量
- ・電気等環境価値保有量
- ・優良事業所基準（第1区分及び第2区分）への適合

これらの検証対象については、それぞれ検証主任者等に求められる業務知識が異なるため、検証内容に応じ検証機関及び検証主任者等の登録区分が設定されている。

すなわち、検証機関は各登録区分に応じて東京都の登録を受け、その区分に属する検証対象についてのみ検証業務を受任できる仕組みとなっている。また、検証主任者についても同様に、各登録区分に応じて東京都の登録を受け、その区分に属する検証対象についてのみ検証業務を担当できる。

検証機関及び検証主任者の登録区分を下表にまとめる。

登録の対象	登録区分	検証の対象
検証機関	特定ガス・基準量	特定温室効果ガス年度排出量 基準排出量
	都内外削減量	都内削減量 都外削減量
	その他ガス削減量	その他ガス削減量

	電気等環境価値保有量	電気等環境価値保有量
	優良事業所基準 (第1区分)	優良事業所基準（第1区分）
	優良事業所基準 (第2区分)	優良事業所基準（第2区分）
検証主任者	特定ガス・基準量	特定温室効果ガス年度排出量 基準排出量
	都内外削減量	都内削減量 都外削減量
	その他ガス削減量	その他ガス削減量
	電気等環境価値保有量	電気等環境価値保有量
	優良事業所基準 (第1区分)	優良事業所基準（第1区分）
	優良事業所基準 (第2区分)	優良事業所基準（第2区分）

第2章 検証機関の登録要件と登録有効期間

検証機関は、次の場合を除き、申請を行うことにより東京都による登録を受けることができる。

- 1 管理・検証精度確保部門を検証業務部門と別に設置していない場合
- 2 管理・検証精度確保部門の業務文書を作成していない場合
- 3 検証主任者を都内の営業所ごとに各登録区分から1名以上置いていない場合
- 4 本制度において罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者の場合
- 5 登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者の場合
- 6 法人であるものが登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその登録検証機関の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しない者の場合
- 7 検証業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者の場合
- 8 未成年者の申請者でその法定代理人（当該法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）が4～7のいずれかに該当する者の場合
- 9 法人でその役員のうちに4～8のいずれかに該当する者がある場合
- 10 登録申請書又はその添付書類のうちに重要な事実の記載が欠けている場合

ただし、検証機関は、各登録区分について東京都による登録を維持するためには、本章に記載される要件を全て満たしていることが必要であり、登録後これらの要件を満たさない場合には、登録の取消し、業務停止命令、適合命令又は改善命令の事由となる（詳しくは第4部を参照のこと。）。

【参照条文】

(検証機関の登録の拒否)

第八条の九 知事は、検証機関登録申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は第八条の七第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 この節の規定又はこの節の規定に基づく処分に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
- 二 第八条の十九第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者
- 三 登録検証機関で法人であるものが第八条の十九第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその登録検証機関の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの
- 四 第八条の十九第一項の規定により検証業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

- 五 検証業務に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- 六 法人でその役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 七 第八条の十三第一項又は第三項に規定する要件を欠く者
- 2 知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その理由を示して、その旨を当該検証機関登録申請者に通知しなければならない。

1 業務体制上の要件

検証機関は、次に示す業務体制上の要件を全て満たしていることが必要である。

(1) 都内の営業所による検証業務の実施

本制度に基づく検証業務は都内の営業所のみが行うことができ、都外の営業所が検証業務を行ってはならない。したがって、検証機関は東京都内に営業所を設置しなければならない。

(2) 検証主任者の設置

検証機関は、検証業務を行う都内の営業所ごとに、当該登録区分につき東京都によって登録されている検証主任者を1名以上置くことが必要である。営業所に設置する検証主任者は、検証機関の役員であること又は無期若しくは1年以上の有期の雇用契約を締結していることが必要である。

また、検証機関として、管理・検証精度確保部門に1名以上の検証主任者又は検証主任者に相当する能力を有する者を所属させることが望ましい。

営業所における検証主任者として東京都に登録されるためには、当該検証主任者に対して検証主任者登録証が発行されたのち、検証機関として申請（登録検証機関登録事項変更届の提出）を行う必要がある。

(3) 業務文書の整備

検証機関は、次の業務文書の作成及び運用をしていることが必要である。

ア 検証業務規程

検証機関の業務について定めた基本的な業務文書であり、次の事項のほか、2で定める検証主任者等の業務遂行上の遵守事項について定めたもの。

- ・検証業務の実施及び管理の方法に関する事項
- ・検証業務の対象となる事業所等の場所に関する事項
- ・検証業務の料金に関する事項
- ・検証業務を実施する者並びに検証業務の管理及び精度の確保を行う者の選任、解任及び配置に関する事項

- ・検証業務に関する秘密の保持に関する事項
- ・検証業務に関する書類の保存に関する事項
- ・財務諸表等の備置き及び財務諸表等の閲覧等の請求の受付に関する事項

なお、検証業務規程を作成する際、別の業務文書によりこれら事項（の一部）について既に定められている場合には、当該業務文書を引用すれば検証業務規程の中で独自に定める必要はない。このときは、当該業務文書を合わせて提出すること。また、検証業務規程を改定した場合、改定箇所及び改定内容の説明書を添付の上、検証業務規程届出書を提出すること。

イ 管理・検証精度確保部門の業務文書

検証業務の信頼性を確保するために管理・検証精度確保部門の業務遂行について定めたもの。例えば、次のような文書が該当する。

- ・検証機関の組織体制に関する規程
- ・検証主任者等の管理に関する規程
- ・文書・記録類の管理に関する規程
- ・内部監査の実施に関する規程
- ・異議申立てへの対応に関する規程
- ・独立性に関する規程（利害相反の回避に係る規程）

※なお、業務文書を改定した場合、改定箇所及び改定内容の説明書を添付の上、提出すること。（その際の検証業務規程届出書の添付は不要）

(4) 検証業務部門、管理・検証精度確保部門の設置

検証機関は、検証業務の信頼性を確保するため、検証業務を実施する部門（検証業務部門）及び検証業務の適切な遂行を管理し、検証精度を一定以上に確保するための部門（管理・検証精度確保部門）を設置している必要がある。なお、ここで言う「部門」とは、必ずしも業務・職掌に応じた組織区分に限定せず、双方の業務担当が分割されれば非常設の委員会組織等でも良い。

管理・検証精度確保部門は、次の業務を実施しなければならない。

- ・検証精度を確保するための組織体制の構築、維持及び運営
- ・業務文書に則って検証業務が行われているかのチェック（内部業務監査の実施及び報告）
- ・検証主任者等の知識の習得並びに力量の維持及び開発のための措置（定例会議、事例研究会の開催等）

このほか、管理・検証精度確保部門の主たる業務は、例えば、次に挙げるとおりである。

- ・事業者と検証機関及び検証主任者等との利害関係の確認

- ・事業者等からの苦情、異議及び申立への対応
- ・業務文書の管理（必要に応じた改訂を含む。）
- ・帳簿等の保管（検証業務の記録及び検証報告書等の保管）
- ・検証機関登録申請書の管理並びに検証主任者等の登録及び契約の管理

【参照条文】

(検証主任者の設置等)

第八条の十三 登録検証機関は、第八条の七第一項第三号の都内の営業所ごとに、検証業務を行う能力を有する者として登録区分ごとに規則で定めるもののうちから規則で定める人数以上の検証主任者を置き、次項に定める業務を行わせなければならない。

- 2 前項の検証主任者は、次に掲げる業務を総括するものとする。
 - 一 検証業務がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく処分に違反して行われていないことの確認に関すること。
 - 二 検証業務の実施の計画の立案に関すること。
 - 三 検証業務の実施により得られた証拠に基づく結論の決定に関すること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、検証業務の適正な実施の確保に関すること。
- 3 登録検証機関は、検証業務の信頼性の確保のため、次に掲げる措置をとらなければならない。
 - 一 検証業務の管理及び精度の確保に関する文書を作成すること。
 - 二 前号の文書に記載されたところに従い検証業務の管理及び精度の確保を行う部門を検証業務を行う部門と別に置くこと。

(検証業務規程)

第八条の十六 登録検証機関は、検証業務に関する規程（以下「検証業務規程」という。）を定め、検証業務の開始前に、知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 検証業務規程には、検証業務の実施方法、検証業務に関する料金その他の規則で定める事項を定めておかなければならない。

(5) 帳簿等の備付け等

検証機関は、都内の営業所ごとに実施した検証案件のリストを帳簿（パソコン等を利用した電磁的記録によるものを含む。）として備え、各検証案件につき次の事項を記載するとともに、保存することが必要である。

- ・検証業務を行った年月日
- ・検証業務の対象とした事業者等の名称及び所在地
- ・検証業務を行った検証主任者の氏名

・検証業務の登録区分

また、検証機関は、各検証ガイドラインに定められた書類（検証業務に関する契約書、検証結果報告書及びこれらに関連する資料等）を保存することが必要である。

検証機関は各検証案件につき、検証先事業所の事業者等へ検証結果報告書を送付する日までに、帳簿への記載及び資料の整理を行い、営業所ごとに帳簿に記載の日から7年間当該帳簿及び資料を保存すること。

【参照条文】

(帳簿の備付け等)

第八条の十七 登録検証機関は、第八条の七第一項第三号の都内の営業所ごとに帳簿を備え、その業務に関し規則で定める事項を記載し、当該帳簿及び検証業務に係る規則で定める資料を、規則で定めるところにより、保存しなければならない。

(6) 財務諸表等の備置き及び開示等

検証機関は、毎事業年度経過後3か月以内に、その事業年度の

- ・財産目録
- ・貸借対照表
- ・損益計算書又は収支計算書
- ・事業報告書

を作成し、5年間事業所（都内営業所又は都内のいずれかの事業所（本社を含む。））に備え置くことが必要である。

なお、指定地球温暖化対策事業所の事業者その他関係者が請求する場合には、これらを開示すること。

【参照条文】

(財務諸表等の備置き及び閲覧等)

第八条の十八 登録検証機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（以下「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。

2 指定地球温暖化対策事業者その他の利害関係人は、登録検証機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号の請求をするに当たっては、登録検証機関の定めた費用を支払わなければならない。

- 一 財務諸表等の閲覧又は謄写の請求
- 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

2 業務遂行上の遵守事項

検証機関は、東京都が別途定める検証ガイドライン等に基づき検証業務を実施するほか、

次に示す全ての事項を遵守することが必要である。

(1) 利害相反の回避

検証機関は、検証業務を実質的に支配している者その他の著しい利害関係を有する事業者が設置している事業所について、検証業務を行ってはならない。その著しい利害関係を有する事業者は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成13年東京都規則第34号。以下「規則」という。）第5条の12第2項第1号から第5号までに基づき、次に掲げる者とする。

- ・ その検証機関自身
- ・ 検証機関の親株式会社
- ・ 検証機関の株主（議決権保有割合で3%以上の場合に限る。）又は出資者（出資金が全体の3%以上の場合に限る。）である事業者
- ・ その役員又は使用人（検証業務を実施する過去2年以内に役員又は使用人であった者を含む。次の2つの規定において同じ。）が検証機関の役員の50%超を占めている事業者
- ・ その役員又は使用人が検証機関の代表権を有する役員である事業者
- ・ 検証機関が自然人である場合において、その者自身が役員又は使用人である事業者
- ・ 検証機関の代表者が事業者の株主（議決権保有割合で3%以上の場合に限る。）又は出資者（出資金が全体で3%以上の場合に限る。）である事業者
- ・ 検証機関が、事業者と金銭消費貸借契約を締結している事業者
- ・ 検証機関が、事業者から無償又は通常の取引価格より低い対価による事務所又は資金の提供を受けている事業者
- ・ 検証機関又は検証機関の会社法（平成17年法律第86号）に定める親会社若しくは子会社が、事業者に対する次の業務を実施している、又は検証業務を実施する過去3年以内に次の業務を実施した事業者
 - ✓ エネルギーの販売
 - ✓ エネルギー利用に関する管理
 - ✓ エネルギー利用に関するコンサルティング
 - ✓ 排出量取引
 - ✓ 排出量取引の仲介
 - ✓ 排出量取引に関するコンサルティング
 - ✓ その他温室効果ガスの削減に関するコンサルティング
 - ✓ エネルギー使用量の削減に関する設備の改修、設置に関する設計、工事、資金の提供又は資金調達に関する助言
 - ✓ その他温室効果ガスの削減に関する設備の改修、設置に関する設計、工事、資金の提供又は資金調達に関する助言

また、検証機関は検証主任者等に次に該当する事業者が設置している事業所に対する

検証業務（当該検証報告書に関する全ての意見表明を含む。）を担当させてはならない。

- ・ 検証主任者等が、事業者の役員若しくは使用人である又は検証業務を実施する過去1年以内に役員若しくは使用人であった事業者
- ・ 検証主任者等が役員である又は検証業務を実施する過去1年以内に役員であった事業者の関係会社
- ・ 検証主任者等がその事業者の親会社又は子会社の使用人である事業者
- ・ 検証主任者等が、株主（議決権保有割合で3%以上の場合に限る。）又は出資者（出資金が全体の3%以上の場合に限る。）である事業者（相続又は遺贈により事業者の株式又は出資を取得後1年、経過しない場合を除く。）
- ・ 検証主任者等が金銭消費貸借契約を締結している事業者（相続若しくは遺贈により事業者の債権若しくは債務を取得後1年経過しない場合又は債権若しくは債務の額が100万円未満である場合を除く。）

検証機関は、これらの利害相反を回避するために必要な措置を業務文書に定め、運用しなければならない。

【参照条文】

(検証業務の実施等)

第八条の十四 登録検証機関は、検証業務を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、検証業務を行わなければならない。

2 登録検証機関は、公正に、かつ、規則で定める方法により検証業務を行わなければならぬ。

3 登録検証機関の都外の営業所は、検証業務を行ってはならない。

4 登録検証機関は、検証業務を実質的に支配している者その他の当該登録検証機関と著しい利害関係を有する事業者として規則で定めるものが設置している事業所について、検証業務を行ってはならない。

(2) 秘密保持

検証機関及び検証主任者等は、検証業務を通じて知り得た検証対象事業所や組織の秘密を外部に漏えいしてはならない。この秘密保持義務は、検証主任者等が当該検証機関を退職又は契約が終了した後も引き続き適用される。

検証機関は、上記の秘密保持のために必要な措置を検証業務規程等に定め、運用しなければならない。

【参照条文】

(検証機関の秘密保持義務)

第八条の十五 登録検証機関（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、検証業務に関して知り得た秘密を漏らしてはなら

ない。

(3) 検証主任者等による検証業務の遂行

検証機関は、全ての検証業務案件に対し、1(2)に基づき当該登録区分について都内の営業所に設置され、検証業務部門に所属する検証主任者を必ずあてなければならない。

検証機関は、登録区分ごとに東京都によって登録されている検証主任者若しくは講習会を修了した検証担当者で、検証業務部門に配属されている者又は当該検証機関と検証業務の実施に関する契約（以下「外部検証人契約」という。）を締結している者（以下「契約検証人」という。）以外の者に、当該登録区分に関する検証業務を行わせてはならない。例えば、「特定ガス・基準量」のみの検証業務が可能な検証主任者等又は契約検証人を「電気等環境価値保有量」に関する検証業務に従事させることはできない。

なお、検証業務を実施する検証主任者等に対し技術的・専門的な助言を与える目的で、検証機関が雇用する又は外部から選任する技術専門家を検証業務に帯同させることについては、特に妨げられない。

(4) 外部検証人契約に関する留意事項

外部検証人契約に当たっての留意事項を次に示す。

- ・検証機関が、全面的に責任を負うこと。
- ・検証機関は、手順及び方針を示すこと。契約検証人は、これに従うこと。
- ・外部検証人契約は、書面により取り交わすこと。
- ・契約検証人は、検証担当者の要件を満たしていること。

(5) 外部委託の禁止

検証機関は、他の組織及び個人に検証業務の一部又は全部を委託すること（以下「外部委託」という。）をしてはならない。

なお、外部検証人契約は、本制度における外部委託ではない。

(6) 遵守事項の周知

検証機関は、(1)～(5)に示す遵守事項を検証主任者等に周知するとともに、1(3)に示す業務文書の運用を通じて、(1)～(5)を確実に実施すること。

検証機関は、契約検証人と検証業務に関する外部検証人契約を締結する際、検証機関が(1)～(5)に示す事項を遵守するために、契約検証人に求めるべき事項を契約に盛り込むこと。

3 登録検証機関の登録通知及び拒否

(1) 登録検証機関の登録

申請に不備がない場合は、登録検証機関登録通知書が送付されるとともに、検証機関登

録簿に記載される。登録簿の公表事項は「第3部 第1章 1(3)東京都による審査及び登録通知」に示す。

(2) 検証機関の登録の拒否

「第2部 第2章 検証機関の登録要件と登録有効期間」で示す要件に適合していないときは、登録が拒否され、東京都から理由を付した検証機関登録拒否通知書が送付される。この決定に不服がある場合は、この決定を知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求を行うことができる。

4 登録の有効期間

検証機関の登録の有効期間は、登録区分ごとに、東京都による登録の日から3年（ただし、東京都登録検証機関評価制度要綱に定める基準を満たす場合に限り、5年）であり、有効期間満了後も当該登録区分について検証業務の受任又は実施をする場合には、有効期間の満了の日前30日までに更新の登録申請を行い、改めて東京都の登録を受ける必要がある。

【参照条文（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則）】

（検証機関の登録の申請）

第五条の六

2 条例第八条の七第一項の申請書（条例第八条の六第三項の規定による更新の登録に係るものに限る。）の提出は、同条第二項の有効期間の満了の日前三十日までに行わなければならない。

なお、更新の登録申請がなされてから有効期間満了の日までにその申請に対する登録又は登録の拒否の処分がなされないときは、その処分が通知されるまでの間は有効期間の満了後も従前の登録が有効である。ただし、この場合において更新の登録がなされた場合の有効期間は、従前の登録における有効期間満了日の翌日から起算される。

第3章 検証主任者の登録要件

検証主任者は、各登録区分について東京都の登録を受けるためには、本章に記載される要件（業務経験及び講習会の修了）を全て満たしていかなければならない。これらは、検証主任者が新規登録又は更新登録を申請する際にチェックされる項目であるとともに、登録後についても、これらの要件を満たさない場合には、登録の取消の事由となる。

なお、これらの要件は将来的に変更、追加される可能性があるため留意されたい。

1 業務経験

検証主任者は、各登録区分に応じて下表に示す業務経験を有していること（検証担当者は不要）。なお、検証主任者として一度登録された者の登録の更新又は再登録に当たっては、

更新講習会を受講して従前の登録を継続する場合にあっては更新、新規講習会を再度修了し、その修了をもとに申請を行う場合にあっては新規登録の要件が適用される。

表1

登録区分	新規登録	更新
特定ガス・基準量	<p>登録を申請した日から過去3年（※1）以内において、次の業務について担当した案件の合計が10件以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度における同登録区分での検証の業務 ・省エネルギー診断業務 ・ISO14001 規格に基づく第三者審査業務 ・ISO50001 規格に基づく第三者審査業務 ・京都議定書に基づくCDM/JI制度のDOEにおける、有効化審査業務若しくは検証業務 ・オフセット・クレジット（J-VER）制度、J-クレジット制度又は先進対策の効率的実施によるCO₂排出量大幅削減事業設備補助（以下「ASSET」という。）における検証業務 ・工場・事業場における先導的な脱炭素化取組推進事業（以下「SHIFT事業」という。）における検証業務 ・埼玉県目標設定型排出量取引制度（※2）（以下「埼玉県制度」という。）における目標設定ガス・基準量登録区分での検証の業務 	<p>登録を申請した日から過去3年（※1）以内において、次の業務について担当した案件の合計が10件以上であること。ただし、本制度における案件が少なくとも1件以上あること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度における同登録区分での検証業務 ・埼玉県制度における目標設定ガス・基準量登録区分での検証の業務
都内外削減量	<p>登録を申請した日から過去3年（※1）以内において、次の業務について担当した案件の合計が10件以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度における同登録区分での検証の業務 ・埼玉県制度における県内外削減量登録区分での検証の業務 ・省エネルギー診断業務 ・ISO14001 規格に基づく第三者審査業務 ・ISO50001 規格に基づく第三者審査業務 ・京都議定書に基づくCDM/JI制度 	<p>登録を申請した日から過去3年（※1）以内において、次の業務について担当した案件の合計が10件以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度における同登録区分での検証の業務 ・本制度における特定ガス・基準量の登録区分での検証の業務（※3） ・埼玉県制度における県内外削減量登録区分での検証の業務

	<p>の DOE における、有効化審査業務 又は検証業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オフセット・クレジット(J-VER) 制度、J-クレジット制度、ASSET 又は SHIFT 事業における検証業務 <p>又は、次の業務について、合計で 1 年以上従事していること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー・CO₂ 削減に関する診断、コンサルティング又はコミッショニングの業務、若しくは、これに類する業務 	
その他ガス削減量	<p>登録を申請した日から過去 3 年（※1）以内において、次の業務について担当した案件の合計が 3 件以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度における同登録区分での検証の業務 ・埼玉県制度におけるその他ガス削減量登録区分での検証の業務 ・ISO14001 規格に基づく第三者審査業務 ・IS050001 規格に基づく第三者審査業務 ・京都議定書に基づく CDM/JI 制度の DOE における、有効化審査業務又は検証業務（エネルギー起源 CO₂ 以外のガスの削減に係るプロジェクトに対する業務に限る。） 	<p>登録を申請した日から過去 3 年（※1）以内において、次の業務について担当した案件の合計が 3 件以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度又は埼玉県制度における同登録区分での検証業務
電気等環境価値保有量	<p>登録を申請した日から過去 3 年（※1）以内において、次の業務について担当した案件の合計が 10 件以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度における同登録区分での検証の業務 ・埼玉県制度における電気等環境価値保有量登録区分での検証の業務 ・グリーン電力証書制度における認証業務 ・京都議定書に基づく CDM/JI 制度の DOE における、有効化審査業務又は検証業務（再生可能エネルギーの利用を含むプロジェクトに対する業務に限る。） ・オフセット・クレジット (J-VER) 制度 	<p>登録を申請した日から過去 3 年（※1）以内において、次の業務について担当した案件の合計が 10 件以上であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度又は埼玉県制度における同登録区分での検証の業務 ・本制度における特定ガス・基準量の登録区分での検証の業務 ・本制度又は埼玉県制度における優良事業所への適合（第一区分又は第二区分）の登録区分での検証の業務

	度、J-クレジット制度、ASSET 又は SHIFT 事業における検証業務（再生可能エネルギーの利用を含むプロジェクトに対する業務に限る。）	
優良事業所基準 (第一区分) (第二区分)	<p>エネルギー管理士、設備設計一級建築士、建築設備士又は、技術士(電気電子、機械、衛生工学、総合技術監理(電気電子、機械、衛生工学))のうち、いずれかの資格を有すること。合わせて、次の業務についていずれかに従事していること。</p> <p>①本制度又は埼玉県制度における優良事業所基準への適合の検証業務に3年以上従事(※4)していること。 なお、第一区分事業所の検証と第二区分事業所の検証は別とする。</p> <p>②原油換算エネルギー使用量が1,500[kL]以上の事業所(※5)に対する省エネルギー・CO₂削減に関するコッシュショニングの業務(それぞれの区分に該当する事業所に対する業務に限る。)に3年以上従事(※4)していること。</p> <p>③省エネルギー・CO₂削減に関する診断、コンサルティング又はコッシュショニングの業務(それぞれの区分に該当する事業所に対する業務に限る。)に3年以上従事していること。</p>	<p>登録を申請した日から過去5年(※1)以内において、次の業務について担当した案件の合計が1件以上であること。</p> <p>なお、案件については第一区分事業所及び第二区分事業所の別を問わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本制度又は埼玉県制度における同登録区分での検証の業務

(※1) 東京都検証主任者登録要綱第17条第3項の規定により有効期間が変更された場合にあっては、産前産後休暇又は育児休業の期間を除いた3年間又は5年間

(※2) 埼玉県地球温暖化対策推進条例に基づく目標設定型排出量取引制度

(※3) 登録を申請した日から過去3年(※1)以内において、当該案件を除いた案件の合計が10件に満たない場合は、別表第2に定める都内外削減量(更新講習会)の科目を全て受講する必要がある。

(※4) 登録を申請した日から過去3年(※1)以内において、担当した案件の合計が3件以上であれば3年以上従事したとみなす。

(※5) 原油換算エネルギー使用量は規則第4条柱書前段で規定する方法で算定するものとし、事業所は条例第5条の7第1項第6で規定する事業所をいう。

業務経験の件数についての考え方は、次のとおりである。

【同一年度同一事業所での業務でも各1件とみなせるもの】

- ・IS014001：登録審査、定期審査又は更新審査を行ったごとに各1件とみなす。
- ・J-VER：妥当性確認業務又は検証業務を行ったごとに各1件とみなす。
- ・国連 CDM：有効化審査又は検証・認証を行ったごとに各1件とみなす。
- ・JI：妥当性検証又は排出削減量検証を行ったごとに各1件とみなす。
- ・設備認定又は電力量認証を行ったごとに各1件とみなす。
- ・モニタリング計画の有効化検証又は基準排出量（削減量）を行ったごとに各1件とみなす。

【同一年度同一事業所での業務は1件のみ認めるもの】

- ・国内クレジット
- ・J-クレジット制度
- ・ASSET
- ・SHIFT事業
- ・省エネルギー診断の業務経験
- ・その他ガス削減量の基準排出量検証と初年度の削減量検証

※省エネルギー診断とは、次のものを指す。

エネルギーの使用の合理化に係る診断の具体的項目に応じて、他の者の空気調和設備、照明設備、熱源設備、受変電設備、制御設備、給排水衛生設備等の稼働状況及びエネルギー使用量について次に掲げる調査及び分析を行い、これらの結果に基づき、更なるエネルギーの使用の合理化を図るために設備又は機器の導入、改修及び運用改善についての提案を行うこと。

- ア 過去3年間のエネルギー消費実績、光熱水費実績並びに設備の保有及び稼働状況の調査
- イ 設備及び機器ごとのエネルギー消費量の実績の調査又は推計
- ウ エネルギー消費量に関する基準となる量の推定
- エ 設備及び機器の導入、改修及び運用改善に伴うエネルギーの使用の合理化の量の推計
- オ 設備及び機器の導入、改修及び運用改善に伴う必要投資額の推定

※コミッショニングの業務とは、次のものを指す。

建物やその設備を環境・エネルギー並びに使い易さの観点から使用者の求める対象システムの要求性能を取りまとめ、設計・施工・受渡しの過程を通して、その性能実現のための設計者や施工者等に対する助言・査閲・確認を文書化して行い、機能性能試験を実施して、工事発注者や使用者、建物管理者に受け渡されるシステムの適正な運転保守が可能な状態

であることを検証すること。

また、運用段階でも設備の運転状況やエネルギーの使用状況を確認し、最適な設定と運転方法に対する助言を行うことも含まれる。ここでは、建設当初にはコミッショニングされていない既設の建物の性能を検証し、建物所有者に最適な運用方法や改善方法を提言するレトロ・コミッショニング（復性能検証）も含まれる。

※本制度による運用管理基準の検証は業務経験に算定しない。

2 講習会等

(1) 講習会等の対象者

講習会等には知事が実施する検証の業務に関する講習会と、検証業務に関する知識を深めることを目的とした研修会がある。それぞれの対象者は次のとおり。なお、講習会等の科目等実施に関する詳細は、「東京都検証主任者登録要綱」において定められている。

ア 新規講習会

検証主任者として新たに登録を受けようとする者を対象とする。既に検証主任者として登録されているが、更新要件を満たさない者のうち登録を希望する者も対象となる。

イ 更新講習会

既に検証主任者として登録されており、更新要件を満たす又は満たす予定であつて更新の登録を受けようとする者を対象とする。

ウ 実務研修会

既に検証主任者として登録されている者又は新規講習会を修了している者を対象とする。

【参照条文（東京都検証主任者登録要綱）】

(講習の内容等)

第3条 規則第5条の11第1項各号に規定する知事が実施する検証の業務に関する講習会（以下「講習会」という。）として、登録区分ごとに、新たに登録を受けようとする者を対象とした講習会（以下「新規講習会」という。）及び更新の登録を受けようとする者を対象とした講習会（以下「更新講習会」という。）を実施する。

- 2 講習会における科目は、別表第2に掲げるとおりとする。
- 3 登録区分ごとに、検証業務に関する知識を深めることを目的とした研修会（以下「実務研修会」という。）を実施する。
- 4 実務研修会における科目は、更新講習会の科目に準ずる。

(2) 講習会の修了と修了証の交付

検証主任者等は、当該登録区分に対応した検証業務を行うため、当該登録区分について東

京都が実施する検証主任者等講習会を受講し、修了していること。

検証主任者等は、講習会（登録区分ごとに新たに登録を受けようとする者を対象とした新規講習会又は更新の登録を受けようとする者を対象とした更新講習会）を受講し、修了すると東京都から講習会修了証（以下「修了証」という。）が交付される。

【参照条文（東京都検証主任者登録要綱）】

（講習会の修了の認定）

第7条 新規講習会にあっては次のいずれの基準も満たす者を、更新講習会にあっては次の（1）の基準を満たす者を、講習会を修了した者とする。

（1）講習会の出席

原則として講習を全て受講すること。

（2）修了試験の合格

登録区分ごとに出題された問題数に対して80%以上の問題を正解すること。

この修了証は、検証担当者においては規則第5条の12第1項第2号で規定する講習会を修了したことを証明し、検証業務に従事するための資格となる。更新登録を申請する検証主任者においては、規則5条の12第1項第2号で規定する講習会を修了したことを証明するものである。

なお、更新講習会を受講できる者は、講習会の修了証が有効期間内にある検証主任者のうち、表1の更新の欄に掲げる指定業務の経験に係る要件を満たす者とする。

（3）更新講習会を受講できない場合

更新講習会を不測の事態により受講できない場合は、受講できないことが明確となつた時点で速やかに（原則、更新講習会開催日まで）東京都へ連絡すること。なお、この場合の不測の事態とは傷病等とする。

受講できない旨を連絡した者が、前回修了した講習会から今回申請した更新講習会までに開催された実務研修会を1回以上受講（ただし、全ての科目を受講していない場合は受講したとみなさない。）している場合、以下に定める書類等を添えて提出すること。

- ・不測の事態により受講できることを記した理由書（様式は問わない。）
- ・不測の事態により受講できることを第三者が証した書類（例：診断書、入院証明書等）
- ・その他知事が必要とした書類（例：更新講習会修了確認書）

提出された上記の書類を確認後、東京都から修了証が交付される。

【参照条文（東京都検証主任者登録要綱）】

（講習会の修了の認定）

第7条

2 前項の規定にかかわらず、知事は、不測の事態により更新講習会を受講できないとして届出があった者について、次に掲げる事項を全て満たすと認める場合は、更新講習会を修了した者とみなすことができる。

- (1) 前回修了した講習会より後に開催された実務研修会（登録区分が同じものに限る。）に出席し、全ての科目を受講している。
- (2) 不測の事態により受講できないことを第三者が証した書類を提出している。
- (3) その他知事が必要とした書類を提出している。

3 登録の有効期間

（1）修了証の有効期間

修了証の有効期間は、交付の日から3年間である。ただし、産前産後休暇又は育児休業（以下「産休・育休」という。）を取得した場合であって、その取得者から申請があつたときは、有効期間を変更することができる。申請は、職場復帰後速やかに行うものとする。産休・育休期間は所定の様式（東京都検証主任者登録要綱別記第3号様式）を用いて雇用主等から証明してもらうこと。

また、知事は、有効期間を変更したときは、変更後の有効期間を記載した修了証を交付する。

【参照条文（東京都検証主任者登録要綱）】

（修了証の有効期間）

第11条 修了証の有効期間は、交付の日から3年間とする。

2 講習会を修了した者が産前産後休暇又は育児休業（以下「産休・育休」という。）を取得した場合であって、当該者から別記第2号様式に、別記第3号様式を添えて修了証の有効期間の変更を希望する旨の申請があつたときは、前項の規定にかかわらず、修了証の有効期間を次の各号に掲げる職場復帰の時期に応じて、当該各号に掲げる期間に変更することができるものとする。

- (1) 有効期間の終了日（以下「有効期日」という。）を過ぎて職場復帰した場合
産前産後休暇開始日（育児休業のみの取得の場合にあっては、育児休業開始日。以下同じ。）を初日とし、産前産後休暇開始日から有効期日までの期間を長さとする期間
- (2) 有効期間内に職場復帰した場合
産前産後休暇開始日から職場復帰した日までの期間の長さを変更前の有効期間に加えた期間

3 知事は、前項の申請があった場合において有効期間を変更したときは、変更後の有効期間を記載した修了証を交付する。

(2) 検証主任者登録の有効期間

検証主任者の登録の有効期間は、修了証の有効期間の終了日（以下「有効期日」という。）までである。ただし、更新の登録の申請があった場合において、申請者の責によらず、又は、有効期日前から1ヶ月前までにその登録区分の更新講習会が実施されていないために、登録の有効期日までに当該更新の登録又は登録の拒否の手続が完了していないときは、従前の登録は、当該手續が完了する日まで有効とする。

また、産休・育休を取得した場合であって、その取得者から申請があったときは、修了証の有効期日と同様に変更することができる。申請は、職場復帰後速やかに行うものとする。産休・育休期間は所定の様式（東京都検証主任者登録要綱別記第3号様式）を用いて雇用主等から証明してもらうこと。知事は、有効期間を変更したときは、変更後の有効期間を記載した登録証を交付する。

【参照条文（東京都検証主任者登録要綱）】

（登録の有効期間）

第17条

3 検証主任者の登録を受けた者が産休・育休を取得した場合であって、当該者から別記第8号様式に、別記第3号様式を添えて登録証の有効期間の変更を希望する旨の申請があったときは、前項の規定にかかわらず、登録証の有効期間を次の各号に掲げる職場復帰の時期に応じて、当該各号に掲げる期間に変更することができるものとする。

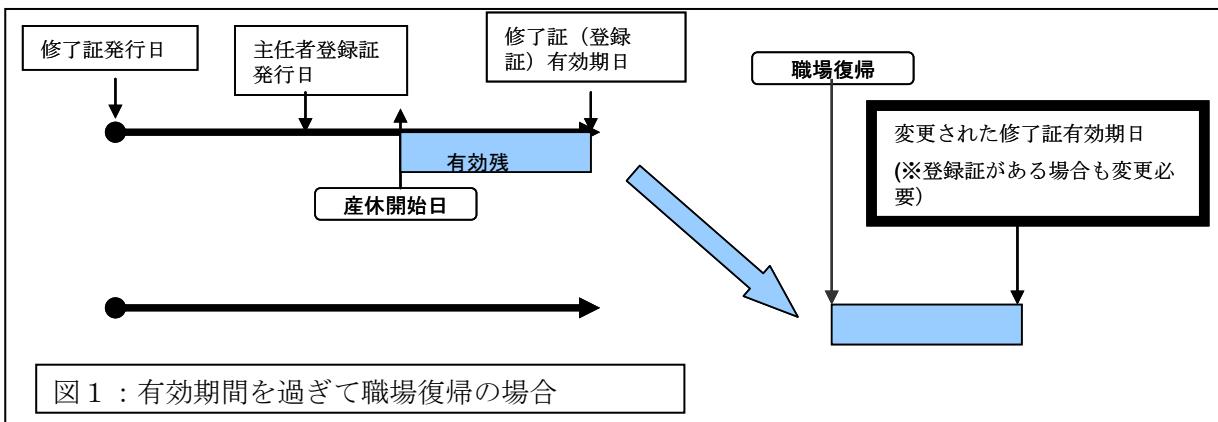
（1）有効期日を過ぎて職場復帰した場合

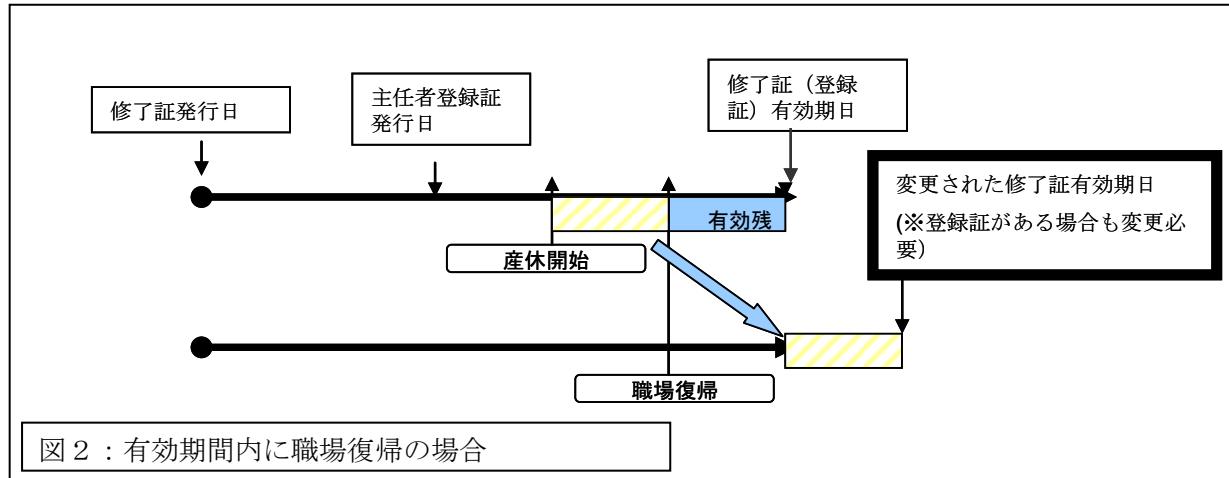
産前産後休暇開始日を初日とし、有効期日までの期間を長さとする期間

（2）有効期間内に職場復帰した場合

産前産後休暇開始日から職場復帰した日までの期間の長さを変更前の有効期間に加えた期間

＜産休又は育休の取得と有効期間の変更例＞





4 欠格事項

次の欠格事項に該当する者は、検証主任者の登録を受けることができない。

- ・ 検証機関で法人であるものが条例第8条の19第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその登録検証機関の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- ・ 東京都が検証主任者の登録を取り消し、その処分があった日から2年を経過しない者

5 検証主任者の登録及び拒否

(1) 検証主任者の登録及び登録証交付

(2) に示す要件に該当しない場合は検証主任者登録簿に記載され、東京都から検証主任者登録証が交付される。この登録証は、検証主任者一人に対して1枚交付され、登録区分ごとに1枚ずつは交付されない。

(2) 検証主任者登録の拒否

「第2部 第3章4 欠格事項」に示す拒否要件に該当する場合又は書類に不備がある場合は、登録が拒否される。

【参照条文（東京都検証主任者登録要綱）】

(登録)

第14条 知事は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請を行った者（以下「申請者」という。）のうち、別表第1各項に規定する業務経験があり、かつ、規則第5条の11第1項各号に規定する講習会を修了した者（以下「登録有資格者」という。）を、検証主任者登録簿に第16条に規定する事項を記載して、登録する。

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、申請者に別記第5号様式による登録証を交付する。

(登録の拒否)

第15条 知事は、申請者が登録有資格者でない場合、申請者に対して別記第6号様式に理由を付して、通知しなければならない。

第3部 登録申請の手続

ここでは、検証機関及び検証主任者が東京都の登録を受けるための申請手続について記載する。

第1章 検証機関の登録申請手続

1 新規登録申請・更新登録申請

(1) 申請書類

登録申請に必要な様式及び提出物は下表のとおりである。一部の提出物を除き、原則電子メールで提出すること。ただし、副本の返却を希望する場合は、全ての様式の書面を1部ずつ提出すること。なお、「検証機関登録申請書」、「検証機関登録申請者誓約書」、「検証機関登録申請者略歴書」及び「検証機関概要書」(別記A号様式)は東京都が定める様式を用いること。また、登録区分の追加については、新規の登録申請の手続に従う。

<u>様式及び提出物</u>	<u>留意事項</u>
「検証機関登録申請書」*1	
「検証機関登録申請者誓約書」	
「検証機関登録申請者略歴書」*3	
「検証機関概要書」のうち、その1～その3	機関の名称、検証業務を行う都内の営業所の名称及び所在地、検証主任者の配置等
営業所の案内図*3	
登記事項証明書（法人の場合）*4	<u>書面（1部）</u> 会社の登記簿（履歴事項全部証明書） (申請日より6月以内に発行されたもの)
申請者の住民票の写し（個人の場合）*4	<u>書面（1部）</u> 「住民票の写し」の取得が困難な場合、他の公的に証明するもの
検証主任者登録証の写し*3	第2部第2章1(2)に基づき各部門に1名以上設置する検証主任者に限る。
検証主任者が検証機関の役員か、無期若しくは1年以上の有期の雇用契約を締結する従業員であることを証する書類*3	第2部第2章1(2)に基づき各部門に1名以上設置する検証主任者に限る。 雇用契約書の写し（雇用契約の場合）等
検証業務規程*2*3	規程内容につき他の業務文書を引用している場合は、当該文書も併せて提出すること。 ※使用言語は日本語であること。
管理・検証精度確保部門の業務文書*3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 検証機関の組織体制に関する規程 ・ 検証主任者等の管理に関する規程 ・ 文書・記録類の管理に関する規程 ・ 内部監査の実施に関する規程 ・ 異議申立てへの対応に関する規程 ・ 独立性に関する規程 ・ その他必要な文書

	内容は、「第2章1(3)イ」を参照
返送用封筒	1部

- * 1 更新登録申請にあっては、登録有効期間の満了の日前 30 日までに提出すること。
なお、更新登録申請の受付は、登録有効期間の満了の日の 3か月前から開始する。
また、同一年度に複数回の登録申請を予定している場合は、有効期間の満了日ごとに申請書類を作成した上で、有効期間の満了日の早いほうに合わせて提出することができる。
- * 2 登録申請時に提出できない場合は、検証業務を開始する 2週間前までに提出すること。
- * 3 更新登録申請にあっては、既に又は同時に東京都へ提出しているものと内容に変更がない場合は省略できる。ただし、省略する旨を記載した文書を提出すること。
- * 4 更新登録申請にあっては、内容に変更がなく、申請日を基準に 6か月前までに作成されたものを東京都へ提出されている場合は省略できる。ただし、省略する旨を記載した文書を提出すること。

また、東京都は、検証機関登録申請者に対して、役員（未成年者にあっては、当該役員及び法定代理人（当該法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。））及び選任された検証主任者の住民票の写し又はこれに代わる公的に証明するものの提示を求める場合がある。

【参照条文】

(検証機関の登録の申請)

- 第八条の七 前条第一項の規定による登録又は同条第三項の規定による更新の登録を受けようとする者（以下「検証機関登録申請者」という。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。
- 一 氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - 二 登録区分
 - 三 検証業務を行う都内の営業所の名称及び所在地
 - 四 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
 - 五 未成年者である場合にあっては、その法定代理人（当該法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）の氏名及び住所
 - 六 第三号の営業所ごとに置かれる検証主任者（第八条の十三第一項に規定する検証主任者をいう。）の氏名及び所属する営業所の名称
- 2 前項の申請書には、検証機関登録申請者が第八条の九第一項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約する書面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

(2) 申請先と受付時期

申請に必要な様式等は、次の提出窓口宛に提出すること。書面提出であるものを除き、原則電子メールで提出すること。なお、電子メールは1通あたり容量5MB以内で送信すること（図表等を添付する場合は内容が読み取れる範囲内でデータの圧縮を推奨する）。ただし、副本の返却を希望する場合は、全ての様式の書面を1部ずつ提出すること。

提出窓口：〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 第二本庁舎20階

環境局気候変動対策部総量削減課〔総量削減義務と排出量取引制度〕

相談窓口 検証担当

メール：ondanka31(at)ml.metro.tokyo.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を@から(at)に変更している。

申請は通年で受け付けている。なお事前相談を行うことが望ましい。

(3) 東京都による審査及び登録通知

検証機関は登録申請を行うと、東京都により登録の可否について審査される。審査の結果は不備がない場合申請書類の受け付け後おおむね一月以内に東京都より通知され、検証機関として登録される場合には、登録検証機関登録簿に登録されるとともに、検証機関に対し登録検証機関登録通知書が交付される。

なお、登録検証機関登録簿は次の閲覧先において一般の閲覧に供され、機関の名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地、役員氏名、登録区分、検証業務を行う都内の営業所の名称及び所在地、検証主任者の氏名等が示される。また、東京都のホームページにおいて検証機関の登録の旨が公示される。

閲覧先：〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 第二本庁舎20階

環境局気候変動対策部総量削減課

【参照条文】

(検証機関の登録の実施)

第八条の八 知事は、前条第一項の規定による申請書の提出があったときは、次条第一項の規定により登録を拒否するときを除くほか、遅滞なく、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を登録検証機関登録簿に記載して、登録しなければならない。

一 登録年月日、登録番号及び登録区分

二 登録を受けた者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三 その他規則で定める事項

2 知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を検証機関登録申請者に通知しなければならない。

3 知事は、規則で定めるところにより、第一項の登録検証機関登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

2 検証機関の登録事項の変更に伴う届出

登録された検証機関の登録事項について変更しようとする、又は変更した場合には、東京都へ届出を提出することが必要である。

届出に必要な様式等は、次の提出窓口宛に提出すること。書面提出であるものを除き、原則電子メールで提出すること。なお、電子メールは1通あたり容量5MB以内で送信すること（図表等を添付する場合は内容が読み取れる範囲内でデータの圧縮を推奨する）。ただし、副本の返却を希望する場合は、全ての様式の書面を1部ずつ提出すること。

提出窓口：〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 第二本庁舎20階

環境局気候変動対策部総量削減課〔総量削減義務と排出量取引制度〕

相談窓口 検証担当

メール：ondanka31(at)ml.metro.tokyo.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を@から(at)に変更している。

(1) 検証業務営業所名称等変更届

検証機関の営業所が、名称又は所在地を変更しようとする日の2週間前までに東京都に届け出なければならない。

様式及び提出物	留意事項
「検証業務営業所名称等変更届」	
営業所の案内図	

(2) 登録検証機関登録事項変更届

検証機関は、次の項目が変更となった場合、「登録検証機関登録事項変更届」を変更のあった日から30日以内に東京都に届け出なければならない。

- ①氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ②役員の氏名
- ③申請者が未成年である場合は法定代理人の氏名及び住所（当該法定代理人が法人である場合にあっては、名称、代表者及び役員の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- ④営業所ごとに置かれる各区分の検証主任者の氏名及び所属する営業所の名称

※①から③までにおける変更のあった日とは、登記された日ではないため、注意すること。

変更する事項	様式及び提出物	留意事項
氏名又は住所（法人である場合には、名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 登録検証機関登録事項変更届 ・ 住民票の写し又はこれに代わる<u>公的に証明するもの</u> 	<p>書面（1部）</p> <p>法人である場合には、登記事項証明書（履歴事項全部証明書で申請日より6月以内に発行されたもの）</p>

役員の氏名（法人の場合） (役員の就任又は退任の場合を含む。)	・ 登録検証機関登録事項変更届	
	・ 登記事項証明書	書面（1部） 履歴事項全部証明 書で申請日より6 月以内に発行され たもの
	・ 検証機関登録申請者誓約書	役員の就任の場合 に限る。
	・ 検証機関登録申請者略歴書	役員の就任の場合 に限り、新たに役 員となる者のもの があればよい。
未成年である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（当該法定代理人が法人である場合にあっては、名称、代表者及び役員の氏名並びに主たる事務所の所在地）（法定代理人（当該法定代理人が法人である場合にあっては、その役員）の追加の場合を含む。）	・ 登録検証機関登録事項変更届	書面（1部） 申請日より6月以 内に発行されたも の
	・ 住民票の写し又はこれに代わる <u>公的</u> に証明するもの	新たに法定代理人 (当該法定代理人 が法人である場合 にあっては、その 役員を含む。)と なる者がある場合 に限る。
	・ 検証機関登録申請者誓約書	新たに法定代理人 (当該法定代理人 が法人である場合 にあっては、その 役員を含む。)と なる者がある場合 に限り、新たに法 定代理人（当該法 定代理人が法人で ある場合にあって は、その役員を含 む。）となる者の ものがあればよ い。
	・ 検証機関登録申請者略歴書	
各営業所に設置される検 証主任者	・ 登録検証機関登録事項変更届	
	・ 検証主任者登録証の写し	新たに検証主任者 となる者に限る。 登記事項証明書 (履歴事項全部証 明書で申請日より 6月以内に発行さ れたもの)、雇用 契約書の写し等 (新たに検証主任 者となる者に限 る。)
	・ 検証主任者が検証機関の役員か、 無期若しくは1年以上の有期の雇 用契約を締結する従業員であるこ とを証する書類	
	・ 検証機関概要書のうち、その2	

また、東京都は、検証機関登録申請者に対して、役員（未成年者にあっては、当該役員及び法定代理人（当該法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。））及び選任された検証主任者の住民票の写し又はこれに代わる公的に証明するものの提出を求める場合がある。

【参照条文】

（検証機関の登録事項の変更の届出）

- 第八条の十 登録検証機関は、検証業務を行う営業所の名称又は所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、知事に届け出なければならない。
- 2 登録検証機関は、第八条の七第一項各号に掲げる事項（登録区分並びに検証業務を行う営業所の名称及び所在地を除く。）に変更があったときは、規則で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。
 - 3 知事は、前二項の規定による届出を受理した場合は、当該届出に係る事項が前条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当するときを除き、届出があった事項を登録検証機関登録簿に登録しなければならない。
 - 4 第八条の七第二項の規定は、第二項の規定による届出について準用する。

3 全部又は一部（特定の登録区分、営業所等）の休止又は廃止に伴う届出

登録された検証機関が検証業務の全部又は一部（特定の登録区分、営業所等）を休止し、又は廃止する場合、登録検証機関検証業務廃止等届を休止又は廃止の日の前までに東京都へ届け出なければならない。検証業務の全部又は一部を休止する場合、休止することができる期間は、休止の日から1年間又は休止の日から当該登録区分の有効期限までのうち、いずれか短い方とする。ただし、届出の有無にかかわらず、検証機関が検証業務の全部を廃止した時点で登録の効力は失われる。

なお、届出先は2と同様である。

4 廃業等に伴う届出

登録された検証機関が下表のいずれかに該当する場合には、それぞれ下表に定める者が登録検証機関廃業等届を該当する日から30日以内に東京都に届け出ること。ただし、届出の有無にかかわらず、検証機関が廃業の事由に該当した時点で登録の効力は失われる。

なお、届出先は2と同様である。

廃業の事由	届出をする者
検証機関である個人が死亡した場合	当該個人の相続人
法人が合併により消滅した場合	法人を代表する役員であった者
法人が解散した場合	破産手続開始の決定により解散した場合：破産管財人 それ以外の理由により解散した場合：清算人

【参照条文】

(検証機関の廃業等の届出)

第八条の十一 登録検証機関が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあっては、その事実を知った日）から三十日以内に、その旨を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

- 一 死亡した場合 その相続人
 - 二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者
 - 三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人
 - 四 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人
- 2 登録検証機関は、検証業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
- 3 登録検証機関が第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき、又は都内における検証業務の全部を廃止したときは、当該登録検証機関の登録は、その効力を失う。

5 検証業務規程に関する届出

登録された検証機関が下表のいずれかに該当する場合には、下表に定める期日までに「検証業務規程届出書」を東京都に届け出ること。

なお、届出先は2と同様である。

届出が必要な場合	提出期限
検証業務規程を定めた場合	検証業務の開始日の2週間前
検証業務規程を変更しようとする場合	当該変更後の検証業務規程に基づく検証業務の開始日の2週間前

【参照条文】

(検証業務規程)

第八条の十六 登録検証機関は、検証業務に関する規程（以下「検証業務規程」という。）を定め、検証業務の開始前に、知事に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 検証業務規程には、検証業務の実施方法、検証業務に関する料金その他の規則で定める事項を定めておかなければならない。

第2章 検証主任者の登録申請手続

1 新規登録申請・更新登録申請

(1) 申請書類

登録申請に必要な様式及び提出物は下表のとおりである。なお、「検証主任者登録申請書」及び「検証主任者業務経歴」は東京都検証主任者登録要綱で様式を定める様式を用いること。

一部の提出物を除き、原則電子メールで提出すること。ただし、副本の返却を希望する場合は、全ての様式の書面を1部ずつ提出すること。

様式及び提出物	留意事項
「検証主任者登録申請書」	
顔写真	書面（2部） 過去6か月以内に撮影したもの。 裏面に氏名を記載すること。
「検証主任者業務経歴」	第2部第3章1に定める業務経験に該当する案件について記載
業務実績を証明する書類	「検証主任者業務経歴」に記載される各案件につき、申請者の経験を証明できる次のもの <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該案件の契約書等の写し ・ 当該案件の検証報告書又は業務報告書の写し（当該申請者による担当が判別できる箇所を含むものとする。） ・ 当該案件を契約した検証機関が発行する、当該申請者が当該案件を担当した旨を証するもの ・ 更新登録申請の際、有効期日までの実績見込を含んで更新要件を満たす場合においては、見込みについて証するもの（契約書等の写し）
「修了証」の写し	
返送用封筒	1部

(2) 申請先と受付時期

申請に必要な様式等は、次の提出窓口宛に提出すること。書面提出であるものを除き、原則電子メールで提出すること。なお、電子メールは1通あたり容量5MB以内で送信すること（図表等を添付する場合は内容が読み取れる範囲内でデータの圧縮を推奨する）。ただし、副本の返却を希望する場合は、全ての様式の書面を1部ずつ提出すること。

提出窓口：〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 第二本庁舎20階

環境局気候変動対策部総量削減課〔総量削減義務と排出量取引制度〕

相談窓口 検証担当

メール：ondanka31(at)ml.metro.tokyo.jp

※迷惑メール対策のため、メールアドレスの表記を@から(at)に変更している。

なお、申請に必要な様式及び提出物のうち、新規登録については通年、更新登録については各区分の更新講習会受講前に指定される期日まで受け付ける。

(3) 東京都による審査及び登録通知

申請に必要な様式等を提出すると、東京都が登録の可否を審査する。審査の結果は不備がない場合申請書類の受け付け後おおむね一月以内に東京都より通知される。検証主任者として登録される場合には、検証主任者登録簿に登録されるとともに、検証主任者に対し検証主任者登録証が交付される。

なお、要件を満たしていない又は提出物の不備等の理由により、登録することができない場合は、検証主任者登録拒否通知書に理由を付して、交付される。

(4) 講習会の受講

ア 新規登録のための講習会（新規講習会）

新規登録のための講習会については、東京都のホームページで事前に年間開催予定が公表される。受講を希望する者は東京都がホームページで示した方法で申込すること。

イ 更新登録のための講習会（更新講習会）

更新講習会についても新規講習会と同様に、東京都のホームページで事前に開催予定が公表される。なお、更新講習会を受講できる者は、講習会の修了証が有効期間内にある検証主任者のうち、表1の更新の欄に掲げる指定業務の経験に係る要件を満たす者とする。各区分の更新講習会受講前に指定される期日までに要件を満たすことができないが、有効期日まで要件を満たす見込のある者も受講できるものとする。

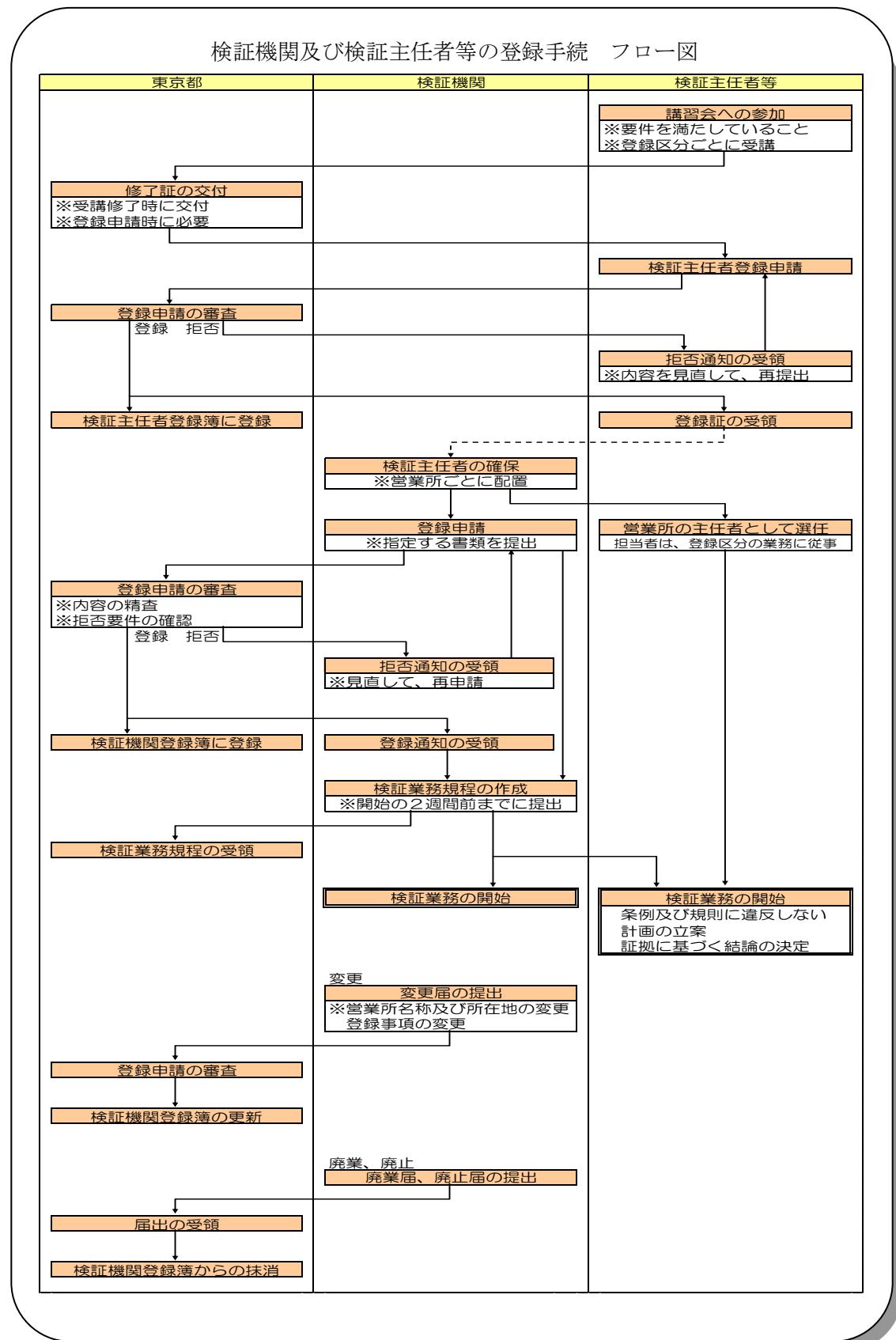
更新講習会の受講を申し込む際、更新登録のための申請書類を提出し、東京都から更新講習会の受講可の連絡があった場合のみ、受講ができる。

本講習会を修了した際は、その場にて登録が完了し、更新された検証主任者登録証が発行される。実績見込を含めて申請した者は、講習会修了後、有効期日までに、業務実績を証明する書類を提出し、都が実績を確認した後、更新された検証主任者登録証及び講習会の修了証が発行される。

ウ 実務研修会

実務研修会についても、東京都のホームページで事前に開催予定が公表される。

参考図：検証機関及び検証主任者等の登録手続フロー図



第4部 行政処分等

第1章 検証機関に対する処分等

1 行政指導

東京都は、登録された検証機関に対して、直に行政処分を行うよりも円滑に違反行為が是正されると見込まれるとき、「行政指導」を行うことがある。詳細については「登録検証機関等に係る行政措置要綱」に定めている。

2 適合命令

登録された検証機関が次に該当している場合、検証機関は東京都から、相当の期限を定めてこれらの規定に適合するよう、命ぜられる。

- ・ 検証機関が検証主任者を設置していない場合
- ・ 検証機関が管理・検証精度確保部門を設置していない場合
- ・ 検証機関が管理・検証精度確保部門の業務文書を作成していない場合

【参照条文】

(適合命令)

第八条の二十 知事は、登録検証機関が第八条の十三第一項又は第三項の規定に違反していると認めるときは、当該登録検証機関に対し、相当の期限を定めて、当該規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 改善命令

登録された検証機関が次に該当する場合、検証機関は東京都から、相当の期限を定めて検証業務の方法等について改善を命ぜられる。

- ・ 検証機関が正当な理由がある場合を除き、遅滞なく検証業務を行わなかつたとき。
- ・ 検証機関が公正に、かつ、規則で定める方法により検証業務を行わなかつたときとして、ア～カに該当するもの。
 - ア 事前に検証計画を作成していないとき。
 - イ 検証業務従事者の講習会等を修了していない者に検証業務を従事させたとき。
 - ウ 優良事業所基準への適合の検証の実地調査に検証主任者が1名以上立ち会っていないとき。ただし、「規則第五条の十二第三号ただし書」に規定する場合を除く。
 - エ 検証の結論の決定が不適正であるとき。
 - オ 検証業務規程に定める検証業務の実施方法に違反したとき。
 - カ ガイドライン類に違反したとき。
- ・ 検証機関の都外にある営業所が本制度の検証業務を行ったとき。

【参照条文】

(改善命令)

第八条の二十一 知事は、登録検証機関が第八条の十四第一項から第三項までのいずれかの規定に違反していると認めるときは、当該登録検証機関に対し、相当の期限を定めて、検証業務を行うべきこと又は検証業務の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

4 登録の取消し・業務停止命令

登録された検証機関が次のいずれかに該当する場合には、検証機関は、登録を取り消され、又は東京都から6月以内の期間を定めて検証業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられる。

- ・ 検証機関が不正な手段により検証機関としての登録を受けたとき（更新も含む。）。
- ・ 検証機関として違反行為を行い、罰金を課せられた場合
- ・ 検証機関が法人であって、登録取り消しの処分があった日前30日以内にその登録検証機関の役員であった者でその処分があった日から2年を経過していないもの。
- ・ 未成年者の法定代理人（当該法定代理人が法人である場合にあっては、その役員を含む。）が上述のいずれかに該当するもの。
- ・ 法人でその役員が上述のいずれかに該当するもの。
- ・ 検証業務営業所名称等若しくは登録検証機関登録事項の変更の届出をしないとき、若しくは虚偽の届出をしたとき。
- ・ 廃業、休止若しくは廃止の届出をしないとき、若しくは虚偽の届出をしたとき。
- ・ 検証機関が利害相反の回避について遵守していないとき。
- ・ 検証機関が検証業務規程を届け出でないで検証業務を行ったとき、若しくは虚偽の届出をしたとき。
- ・ 検証機関が帳簿等の備付けや記載、保存をしないとき、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- ・ 検証機関が財務諸表等の備置きをしなかつたとき。
- ・ 検証機関が東京都の適合命令や改善命令に違反したとき。

【参照条文】

(検証機関の登録の取消し等)

第八条の十九 知事は、登録検証機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその検証業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 不正の手段により第八条の六第一項又は第三項の登録を受けたとき。
- 二 第八条の九第一項第一号、第三号、第五号又は第六号のいずれかに該当することとなったとき。

- 三 第八条の十第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 四 第八条の十一第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 五 第八条の十四第四項の規定に違反したとき。
- 六 第八条の十六第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- 七 第八条の十七の規定に違反して第八条の七第一項第三号の都内の営業所ごとに帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿若しくは資料を規則で定めるところにより保存しなかったとき。
- 八 前条第一項の規定に違反したとき。
- 九 次条又は第八条の二十一の規定による命令に違反したとき。
- 2 知事は、前項の規定により登録を取り消した場合において、取消しの日までに実施された検証について取消しの効力の及ぶ範囲を限定することができる。
- 3 第八条の九第二項の規定は、第一項の規定による処分をした場合に準用する。

5 登録の抹消

登録された検証機関の登録がその効力を失ったとき、または登録が取り消されたときは、検証機関の登録が登録検証機関登録簿から抹消される。

【参照条文】

(検証機関の登録の抹消)

第八条の十二 知事は、登録検証機関の登録がその効力を失ったとき、又は第八条の十九第一項の規定により登録検証機関の登録を取り消したときは、登録検証機関登録簿から当該登録検証機関の登録を抹消しなければならない。

6 刑事告発

登録された検証機関が次の違反行為を行ったことが確認できた場合は、東京都は、刑事告発を行う。

- ・ 検証機関が業務停止命令に違反したとき。
- ・ 検証機関が東京都の登録を受けないで検証業務を行ったとき。
- ・ 検証機関が不正な手段により検証機関としての登録（更新を含む。）を受けたとき。
- ・ 検証機関若しくはその職員又はこれらの職にあった者が、検証業務に関して知り得た秘密を漏らしたとき。
- ・ 検証機関が帳簿等の備付けや記載、保存をしないとき、若しくは虚偽の記載をしたとき。
- ・ 検証業務営業所名称等の変更の届出をしないとき、若しくは虚偽の届出をしたとき。

- ・ 廃業、休止若しくは廃止の届出をしないとき、若しくは虚偽の届出をしたとき。

【参照条文】

(罰則)

第一百五十九条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一の四 第八条の六第一項又は第三項の登録を受けないで検証業務を行った者

一の五 不正の手段により第八条の六第一項又は第三項の登録を受けた者

一の六 第八条の十五の規定に違反した者

一の七 第八条の十七の規定に違反して第八条の七第一項第三号の都内の営業所ごとに帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿若しくは資料を規則で定めるところにより保存しなかった者

第一百六十三条 次の各号の一に該当する者は、科料に処する。

二 第五条の九第一項若しくは第二項、第八条の十第一項、第八条の十一第一項若しくは第二項、(略)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三 第五条の九第四項、(略) 第百五十五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(両罰規定)

第一百六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、当該法人又は人の業務に関し、前六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、当該法人又は人に対して各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第2章 検証主任者に関する措置

1 登録の取消し

登録された検証主任者は、一定の要件に該当する場合は、登録を取り消されることがある。詳細については「東京都検証主任者登録要綱」に定めている。

なお、取消しを受けた者は、その処分があった日から2年が経過するまでは、検証主任者の登録を申請することができない。